

全建労発第82号
平成24年2月9日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 浅沼健一
(公印省略)

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正
する省令の施行について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の運営につきましてご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省労働基準局長より別添の通り、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成24年4月1日から施行される旨の通知がありましたので、貴協会傘下会員に対して周知頂きますようお願い申し上げます。

以 上